

会報

宮崎県建設業協会機関誌

Monthly Association Construction Industry NEWS

 (社)宮崎県建設業協会

宮崎市橘通東2丁目9番19号

TEL (0985) 22-7171

FAX (0985) 23-6798

HP : <http://www.miyazaki-kenkyo.or.jp>

E-mail : info@miyazaki-kenkyo.or.jp



県土整備部長賞

工 事 名 : 平成22年度県単維持第01-1-4号

宮崎須木線(大口)災害復旧工事

施 工 者 : 株式会社 トクホ建設

工事概要 : 崩土取除工 V=824m³

仮設防護柵工 L=59.1m

発 注 者 : 高岡土木事務所

取組の概要

ゴールデンウィーク直前に道路交通止が発生しましたが、現場での計測や安全確保などを最大限に慎重に対応しながら、昼夜兼行での工事に取り組み、連休初日までに交通開放を達成しました。

作業状況を周辺住民等に説明するなど地域への配慮も十分に実施しながら工事を進め、工事完了後には、各方面から感謝の意が寄せられました。

2

2013.FEB

No.460

目 次

◇平成25年2月、3月の行事予定	1
◇県協会HP・会員専用サイト掲載項目案内（1月分）	2
◇県協会会員の動き	2
◇宮崎県建設業協会	
1. 第10回常務理事会を開催	3
2. 第10回宮崎県県土整備部との意見交換会	4
3. 宮崎県知事と宮崎県県土整備部長へ要望	6
4. 平成25年度宮崎県産業開発青年隊隊員募集について	7
5. 宮崎市からのお知らせ（宅地販売のご案内）	8
6. 建設業者のための新分野進出セミナー並びに個別相談会のご案内	10
◇雇用改善コーナー	
1. 宮崎県産業開発青年隊への求人申込みについて	11
2. 障害者の法定雇用率が引き上げられます！	12
3. 中小企業向けの主な雇用・労働関係助成金	13
◇協同組合	
1. 金融事業のご案内	15
◇技士会	
1. 平成25年度1級（学科）・2級土木施工管理技術検定試験受験準備講習会のご案内	16
2. 平成25年度1・2級土木施工管理技術検定試験の願書受付について（お知らせ）	16
3. 1級土木施工管理技術検定「実地試験」の合格発表	17
◇建退共	
1. 共済証紙の購入について	18
2. 建退共宮崎県支部取扱状況（12月分）	19
◇厚生年金基金	
1. 事業概況（12月分）	19
◇建災防	
1. 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用） 運転業務従事者（オペレーター）安全衛生教育について	20
2. 職場における健康診断推進運動の実施について	21
3. 死亡重大災害の発生について	21
◇火薬保安協会	
1. 火薬類取締法に基づく報告等について	22
◇保証会社	
1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（12月分）	23
2. 中間前払金制度のご案内	24
3. 保証ファクタリングのご案内	25

平成25年 2 月行事予定表

日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火薬協会・保証会社
1	金		小型車両系建設機械（整地・掘削）運転特別教育（2日まで延岡）	
2	土			
3	日			
4	月			
5	火			保証会社宮崎保証事業審議会（宮崎）
6	水	労働政策課事務指導		
7	木	1級建設業経理士「登録講習会」（建設会館） 九州建設業協会と九地整企画部長との意見交換会		火薬保安協会九州ブロック会議（別府市）
8	金		不整地運搬車運転技能講習（10日まで清武） 基金方向性検討委員会	
9	土			
10	日			
11	日	建国記念の日	建国記念の日	建国記念の日
12	火	宮崎県建設業協会常務理事会及び県土整備部との意見交換会		
13	水			
14	木			
15	金	全国建設業協会総務委員会（東京）	車両系建設機械（整地・掘削）運転技能講習（16日まで清武）	
16	土			
17	日			
18	月	宮崎県建設業協会と宮崎県議会との意見交換会	基金納入告知書発送	
19	火			
20	水			
21	木			
22	金	宮崎県議会2月定例会開会（3／21まで）	高所作業車運転技能講習（24日まで清武）	
23	土			
24	日			
25	月			
26	火	各地区建設業協会女性部研修会		
27	水		基金資産運用検討委員会	西日本保証㈱取締役会（大阪）
28	木			

平成25年3月行事予定表

日	曜	県協会・建産連・土木施工管理技士会	建災防・建退共・厚年基金	協同組合・火災協会・保証会社
1	金	宮崎県建設業協会事務局長会議	建災防全国事務局長会議（東京）	
2	土			
3	日			
4	月		車両系建設機械（整地・掘削）運転技能講習（9日まで清武）	
5	火			
6	水		基金代議員会	
7	木			
8	金			
9	土			
10	日	平成24年度下期建設業経理検定試験		
11	月			
12	火			
13	水	全国建設業協会協議会（東京）	建退共本部運営委員会・評議員会（東京）	
14	木		建災防本部理事会・特別委員会（東京）	
15	金			
16	土			
17	日			
18	月		基金納入告知書発送	
19	火		災防団体連絡協議会（宮崎）	
20	水	春分の日	春分の日	春分の日
21	木		建退共全国事務局長会議（東京）	
22	金	全国建設業協会専務・事務局長会議（東京）		
23	土			
24	日			
25	月			
26	火			
27	水			
28	木			
29	金			
30	土			
31	日			

県協会ホームページ・会員専用サイト掲載項目案内（25.1月分）

【ホームページ】

項	目	所 管	形 式
1	「足場からの墜落・転落災害防止総合対策推進要綱」等に関する説明会の開催について	九州地方整備局	PDF
2	【25.2開催】「建設業者のための新分野進出のポイント」セミナーと個別相談会の開催について（通知）	宮崎県中小企業診断士協会・宮崎県建設業協会	PDF
3	平成25年度「均等・両立推進企業表彰」候補企業を公募します！（3/31まで）	厚生労働省	html
4	宮崎県職業能力開発協会第2回職業能力開発推進者講習のご案内	宮崎県職業能力開発協会	PDF
5	J R九州からのお知らせ（感電事故防止について）	J R 九州	html

県協会 会員の動き（1月8日～1月29日）

【代表者、組織、所在地等】

地区名	会社名	変更事項	変 更 前	変 更 後
宮 崎	村 田 建 設 (株)	代表者	村 田 雅 生	中 島 弘 之

【退 会】

地区名	会社名	代 表 者 名
日 南	(有) 北 郷 土 木	荒 武 正 文
日 南	丸彦渡辺建設(株)九州営業所	谷 村 健 治

宮崎県建設業協会

1. 第10回常務理事会を開催

平成25年1月18日（金）午後15時40分、ホテルメリージュ2階「琥珀の間」において、堀之内常務理事を除く10名出席のもと、第10回常務理事会が開催された。

議題については次のとおり。

議題1 県への要望活動について

榎村事務局長が、資料に基づき、知事が国の緊急経済対策を折り込んだ補正予算を見込んで、自民党本部と内閣府に要望書を提出したことを受けて、1月15日（火）に臨時正副会長会議を開催し、知事と県土整備部長に対する本会の要望書の内容を決定し、本日午後、提出したことを報告した。内容については、6ページ要望活動参照。



第10回常務理事会

議題2 県との意見交換会について

本日は、常務理事会の前に県との意見交換会が行われたため、議題2は省略された。

議題3 第23回参議院選挙宮崎県選挙区の推薦状交付について

榎村事務局長が、資料に基づき、今年7月に予定されている参議院議員選挙に向けて、県選挙区自民党公認候補の長峯誠氏から本会に推薦依頼があったことを報告した。

12月の衆議院議員選挙と同じく、確約書（公共事業予算・歩掛改善・労務費調査改善）を条件に推薦状を交付することが承認された。

議題4 宮崎大学創立330記念事業支援の会への就任について

榎村事務局長が、資料に基づき、記念事業の概要を説明した。このことについては、昨年末に宮崎大学の菅沼学長が来館された際、永野会長の了解を得て就任する旨の回答を行ったことを説明して事後承認された。

議題5 みやざき木づかい県民会議（仮称）設置について

榎村事務局長が、資料5に基づき、事業の概要を説明して、委員就任について諮ったところ異議なく承認された。

議題6 保証会社「創立60周年記念建設産業支援策（案）」について

榎村事務局長が、資料に基づき、支援策の概要を説明した。実施要領については、現在保証会社が細部を詰めている段階であること。本会としても具体的な事業案がでてくれば、年度途中でも事務局から常務理事会に報告することを説明して承認された。

議題7 平成25年度 表彰式・通常総会の日程等について

大谷総務課長が、資料に基づき、表彰式及び通常総会は、5月22日（水）に宮崎観光ホテルで開催することを第1案として知事に打診していること。講演会は知事の出席が決まり次第準備に入ること。懇談会も昨年同様実施すること。また、理事会は5月10日（金）で宮崎観光ホテルを押さえていることを報告して承認された。

議題8 平成25年度宮崎県総合防災訓練について

榎村事務局長が、資料に基づき、本県の総合防災訓練は毎年5月の第4日曜日（県防災の日）に実施

されているが、平成25年度は南海トラフ地震に備えて、12月15日（日）に宮崎市で実施されること。追加情報が入り次第常務理事会で報告することを説明して承認された。

議題9 その他

(1) 全建緑陽会人材データバンクについて

樫村事務局長が、資料に基づき、県庁技術者OBで組織する全建緑陽会が、本年度から人材データバンクを設立したため、会員企業の求人に役立つとして情報提供を行った。

(2) 建設技術推進機構技術専門員等選考採用について

樫村事務局長が、資料に基づき、宮崎県建設技術推進機構が公共工事にかかる工事費積算のできる技術専門員の採用試験を実施するため情報提供を行った。

(3) 国土交通省から工事事故発生時の対応について（依頼）

岡田専務が、資料に基づき、国交省宮崎河川国道事務所からのお願いとして、工事事故が発生した場合、現地の事務所は九州地方整備局と本局に報告を行ったうえで措置決定の判断を仰ぐことになっていることを、会員企業に周知してもらいたいと報告した。

議題10 次回常務理事会の開催日について

永野会長が、次回常務理事会を2月12日（火）午後1時30分に開催することを報告して承認された。以上、すべての議題を協議して終了した。

2. 第10回宮崎県県土整備部との意見交換会

平成25年1月18日（金）午後2時30分、ホテルメリージュ2階「琥珀の間」において、事務局長が開会を宣した。

◇県土整備部

管 理 課：江藤部参事兼課長、田村課長補佐、高妻主幹、串間主幹、宮田主査、平井主査、河野主任技師

技術企画課：前田課長、木下課長補佐、森主幹、原口主幹、岩切主幹、日高主査

◇宮崎県建設業協会

永野会長、山崎・川上・谷口副会長

堀之内・淵上・林・仁科・河野・甲斐・竹尾常務理事

開会にあたり永野会長より「本日の知事と県土整備部長に要望書を提出した際に、ご協力をいただきお礼を申し上げる。業界が疲弊しているなかで自民党政権が成立したが、業界としても予算に対する対応能力が保てるように努力するので、ご指導をいただきたい。」と挨拶し、続いて、江藤管理課部参事兼課長が「明るいなかで新年を迎えることができた。要望については官民一体になって呼応したい。県土整備部でも事業の洗い出しを行い、知事も年末から補正予算獲得に動いている。予算の執行がスムーズに行えるように、事務面での検討を始めるため、協会にも協力をお願いしたい。」と挨拶された。議事に移り、江藤管理課長が、県からの提案事項として次の2点を説明した。



第10回県土整備部との意見交換会

(1) 入札参加資格（格付け）・地域要件の見直しについて

平成26・27年度に向けた格付けの検討を行い、4月には県の方向性を出したい。今の方法が1年目の折り返し中であり、かたや大型補正予算もあるため将来の想定がしづらい環境である。そのため実施するならば規定数を減らしたり、発注標準を下げたりする可能性もあるし、一方では現状のままとすることもありえる。

(2) 工事写真及び工事完成図の電子納品の施行について

電子納品は、全国45都道府県で施行済みであり、本県ではまだ判断できないが、情報共有システムも稼働しているところがある。発注者側も勉強する必要が生じており、施行後は電子納品に関する課題を洗いだしたい。補正予算を考えると実質的には来年度施行となることもありえる。平成25年度中に担当の監督員が1件処理できることを目途としたい。

本会の意見

(1) 入札参加資格（格付け）・地域要件の見直しについて

この件は施行されてから問題は発生していないため、次回変更する必要はないのではないかな。

(2) 工事写真及び工事完成図の電子納品の施行について

- 2月からの施行はスケジュール的に困難である。
- 成果品をみながら修正することはできないため、検査中に混乱する懸念がある。
- 国の工事をしている業者としていない業者では大きな差があるし、していない業者は設備更新に負担がかかる。
- 施行するのは良いが、発注者側の経験が終わるまで施行とするのか。納品は成果物であるため、本気でやるならば早いほうが良い。
- 発注者と受注者で協議できた分から第1段階として施行して、以降第2段階を検討すればよいのではないかな。

県の意見

(1) 入札参加資格（格付け）・地域要件の見直しについて

- 内部的に整理をしたいため、2月の意見交換会で協会の意見を聞きたい。

(2) 工事写真及び工事完成図の電子納品の施行について

- 施行の時期について再検討したい。協会は会員に対するアンケートを実施して、意見を集約していただきたい。

続いて、前田技術企画課長が、11月と12月に県から出された提案事項2点について、本会に確認を求めた。

(3) 単価抜設計書への積算条件等の明示について

- 本会として県の提案に同意する。

(4) 総合評価落札方式における若手技術者育成の評価について

- 35才以下を若手技術者として、また配置予定技術者は契約工期が決まっている工事については重複を認めることを条件に、本会として県の提案に同意する。

(5) その他出された意見

- 大型補正予算への対応を考慮して、総合評価落札方式における技術者の雇用期間について、3ヶ月を1ヶ月にする等の要件緩和をお願いしたい。

以上、意見交換会を終了した。

3. 宮崎県知事と宮崎県県土整備部長へ要望

社団法人宮崎県建設業協会（会長 永野 征四郎）の正・副会長は、去る1月18日（金）、河野県知事と濱田県土整備部長の御二方に対して下記項目の要望を行った。

要望項目は下記のとおりである。

◆宮崎県建設業協会要望項目

- 1 南海トラフの連動地震津波による想定被害に対して、県民の安全安心の確保のために、防災・減災対策として早期の計画策定及び実施に向けての予算獲得について
- 2 東日本大震災時に発揮された、高速道路等の連続性の効果（避難場所、避難物資の輸送路等）に見られるように、東九州自動車道をはじめとする高速道路等のミッシングリンクの早期解消のための予算の獲得について
- 3 橋梁、トンネルなどの老朽化に対応した人命を守るための計画的な社会基盤の維持補修事業予算の獲得について



県知事への要望



県土整備部長への要望

4. 平成25年度宮崎県産業開発青年隊隊員募集について

(指定管理者：学校法人 宮崎総合学院)

平成 25 年度の産業開発青年隊隊員を次のとおり募集いたします。

◎選考試験日・受験願書受付期間及び選考試験会場等

項 目	内 容			
募集定員	課 程	定 員		
	施工管理課程	40 名 (男・女)		
	専 攻 課 程	20 名 (男・女)		
	計	60 名 (男・女)		
選考試験の区分	選考試験日	発表日	受験願書受付期間	選考試験会場
推薦選考試験 募集定員 (施工管理課程 24 名) (専攻課程 12 名)	平成 24 年	平成 24 年	平成 24 年 9 月 10 日 (月)	宮崎県建設技術センター (産業開発青年隊)
	10 月 6 日 (土)	10 月 12 日 (金)	平成 24 年 10 月 1 日 (月)	
一般選考試験 I	平成 24 年	平成 24 年	平成 24 年 11 月 1 日 (木)	宮崎県建設技術センター (産業開発青年隊) 宮崎県延岡総合庁舎
	11 月 24 日 (土)	11 月 30 日 (金)	平成 24 年 11 月 19 日 (月)	
一般選考試験 II	平成 25 年	平成 25 年	平成 25 年 1 月 15 日 (火)	〃
	2 月 9 日 (土)	2 月 15 日 (金)	平成 25 年 2 月 4 日 (月)	
一般選考試験 III	平成 25 年	平成 25 年	平成 25 年 3 月 4 日 (月)	宮崎県建設技術センター (産業開発青年隊)
	3 月 22 日 (金)	3 月 25 日 (月)	平成 25 年 3 月 18 日 (月)	

※各課程とも定員に充足次第募集を中止致します。

選考試験概要 (各会場共通)

推薦選考試験		一般選考試験	
受 付	10:00～10:20	受 付	10:00～10:20
説 明	10:20～10:30	説 明	10:20～10:30
面 接	10:30～(1人10分程度)	作 文	10:30～11:30
		面 接	11:40～(1人10分程度)

◎応募資格 I (入隊資格) 【(各課程共通：原則として、県内在住者又は県内出身者とする。)

昭和 56 年 4 月 2 日から平成 7 年 4 月 1 日までに生まれた者 (平成 25 年 4 月 1 日現在で、18 歳以上 30 歳以下)】

1 施工管理課程 (教育訓練期間は 4 月から翌年 2 月末まで)

学校教育法に規定する高等学校又は中等教育学校を卒業した者 (卒業見込みの者) 又は、これと同等の学力を有すると認められる者。

2 専攻課程 (教育訓練期間は 4 月から翌年 2 月末まで)

学校教育法に規定する高等学校又は中等教育学校を卒業した者 (卒業見込みの者) 又は、これと同等の学力を有すると認められる者で土木建設分野に関する技術及び知識を有していると認められる者又は施工管理課程を修了した者。

◎応募資格 II (選抜方法)

1 推薦選考試験

1) 全寮制での団体実習訓練に耐え得る男女。

2) 高等学校を卒業見込みの者で、進学用調査書において出席率が 95% 以上であり、合格した場合入隊することを確約できる者。

2 一般選考試験

1) 全寮制での団体実習訓練に耐え得る男女。

5. 宮崎市からのお知らせ

宅地(保留地)販売のご案内

宮崎市施行の土地区画整理事業地区内の宅地(保留地)

を随時販売しています。(全33画地)



○保留地の位置・地積・販売価格等
〔事業完了地区〕

	保留地 番 号	土地の所在	面 積		販売価格 (円)	用途地域
			(㎡)	(坪)		
①青島西	18	青島西一丁目15番	1,358.35	410	45,640,000	近隣商業地域
	20	青島西二丁目1番	5,499.30	1,663	171,020,000	近隣商業地域
	27	青島西二丁目17番3	216.54	65	4,760,000	第二種住居地域
②学園木花台桜	43	学園木花台桜二丁目32番15	421.21	127	14,780,000	第二種住居地域
	65	学園木花台桜二丁目4番10	404.91	122	15,180,000	第二種住居地域
	94	学園木花台桜二丁目23番2	310.19	93	10,670,000	第二種中高層住居専用地域
	95	学園木花台桜二丁目20番5	249.33	75	8,920,000	第二種中高層住居専用地域
	98	学園木花台桜二丁目21番11	241.35	73	8,920,000	第二種中高層住居専用地域
③佐土原町石崎	A4	佐土原町石崎二丁目1番1	299.45	90	11,220,000	第一種住居地域
	A11	佐土原町石崎一丁目7番3	222.75	67	7,190,000	第二種低層住居専用地域
	A12	佐土原町石崎一丁目7番2	224.74	67	7,250,000	第二種低層住居専用地域
	A16	佐土原町石崎一丁目10番11	312.99	94	11,580,000	第一種住居地域
	B42	佐土原町石崎一丁目6番1	114.51	34	3,170,000	第二種低層住居専用地域

〔事業施行中地区〕

	保留地 番 号	街区番号	画地番号	面 積		販売価格 (円)	用途地域
				(㎡)	(坪)		
④ 東 部 第 二	11	35	7	470.19	142	27,080,000	第二種住居地域・準工業地 域・第一種住居地域
	15	28	4-3	95.26	29	5,100,000	第二種住居地域
	16	32	1	103.95	31	5,760,000	第一種住居地域
	19	126	6	126.69	38	8,850,000	第二種住居地域
	21	127	15	119.81	36	5,870,000	第二種住居地域
	24	99	1	330.01	100	22,800,000	準工業地域
	25	99	4	429.30	130	28,240,000	準工業地域
⑤ 田 野 町 南 原	114	31	4	165.29	50	3,650,000	第一種中高層住居専用地域
	117	43-1	11	402.99	121	12,530,000	第一種住居地域
	124	11	6	145.51	44	4,350,000	近隣商業地域
	126	20	17	172.90	52	3,950,000	第一種住居地域
	144	41	1	234.55	70	4,220,000	第一種中高層住居専用地域
⑥ 高 岡 町 飯 田	10	17	1	331.24	100	7,680,000	第二種中高層住居専用地域
	17	2	4-2	234.57	70	5,550,000	第二種中高層住居専用地域
	26	17	5	566.31	171	14,100,000	第二種中高層住居専用地域
	27	52	1	450.00	136	8,460,000	第二種中高層住居専用地域
	33	56	8	188.94	57	4,490,000	第二種中高層住居専用地域
⑦ 清 武 町 岡	74	15	4	1,217.18	368	44,180,000	第二種住居地域
	76	45	3-2	298.00	90	11,680,000	第一種住居地域
	77	45	3-3	298.10	90	11,920,000	第一種住居地域

掲載内容は平成 25 年 1 月 10 日現在のものです。

※ 坪数はおおよその数字です。

※ 建物の建築には「法令等に基づく制限」以外に建築制限・建築業者指定などの条件はありません。

※ 不動産仲介手数料・登記の際の手数料などは不要です。

※ 宅地ごとに案内板を設置しています。

【お問い合わせ・申込みなど詳細は下記までお願いします】

〒880-8505 宮崎市橘通西一丁目 1 番 1 号

宮崎市 都市整備部 区画整理課 管理係（宮崎市役所第 2 庁舎 8 階）	TEL (0985) 21-1893
同課 区画整理第一係（東部第二土地区画整理事務所）	TEL (0985) 38-5441
同課 区画整理第二係（佐土原総合支所 3 階）	TEL (0985) 73-1495
同課 区画整理第三係（田野総合支所 3 階）	TEL (0985) 86-1495
同課 区画整理第四係（高岡総合支所 2 階）	TEL (0985) 82-1184
同課 区画整理第五係（清武総合支所 2 階）	TEL (0985) 85-1124

市ホームページ（<http://www.city.miyazaki.miyazaki.jp>）のトップページ「市の案内」でもご案内しています。又は、「**保留地**」で検索もできます。

6. 建設業者のための新分野進出セミナー並びに個別相談会のご案内

「平成24年度建設業者のための新分野進出のポイント」セミナーと個別相談会開催のお知らせ

今日、公共工事を中心とした建設投資等の減少により、厳しい経営環境にある建設業者が、今後、企業の存続や雇用の確保を図っていくためには、現状の経営内容を見直すとともに、本業である建設業以外の新たな事業分野への進出も考えられます。

そのため、財務から先進事例研究等の有益情報の提供を目的としたセミナー内容となっており、今回は個別相談並びに相談後のフォローアップ訪問も実施する計画になっています。

開催日時、会場

<延岡会場>

日 時:平成25年2月14日(木) 13:30-17:00 会 場:(株)延岡建設会館会議室

<日南会場>

日 時:平成25年2月15日(金) 13:30-17:00 会 場:日南商工会議所大会議室

<宮崎会場>

日 時:平成25年2月26日(火) 13:30-17:00 会 場:宮崎商工会議所ビル
コンベンションホール8階中会議室

各会場定員 50名、参加費・テキスト代無料



タイムスケジュール

13:30～13:40 挨拶(オリエンテーション)
13:40～14:30 セミナー「経営破たんを招かないためのこれからの財務戦略」
14:30～14:40 休憩
14:40～15:30 セミナー「新分野進出のポイント、そして求められるもの」
15:40～17:00 個別相談会 ※フォローアップ訪問有り

主 催 一般社団法人宮崎県中小企業診断士協会
共 催 社団法人宮崎県建設業協会
後 援 宮崎県県土整備部 管理課

■お問い合わせ先■ (一社)宮崎県中小企業診断士協会 長友 TEL 090-1195-1836
FAX 0985-50-4119

「平成24年度建設業者のための新分野進出のポイント」セミナーと個別相談会に参加を希望される方は、下記「セミナー・個別相談会参加申込書」により2月8日(金)までにお申込ください。

なお、どの会場でも受講できますので、ご都合の良い会場への申し込みをお願いします。

また、各会場では、同様のセミナーを行いますので聞き逃した方は、最終回の宮崎会場において受講できます。合わせて、個別相談会も開催致しますので、ご参加ください。

当日のセミナー参加も可能ですが、配布資料の関係もありますので、お手数ですが参加申込書をお送り頂くか、ご一報頂けると大変助かります。

※申込書については、本会HPよりダウンロードしてください。

2. 障害者の法定雇用率が引き上げられます！

事業主のみなさまへ

平成25年4月1日から 障害者の法定雇用率が引き上げになります

すべての事業主は、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります（障害者雇用率制度）。この法定雇用率が、平成25年4月1日から以下のように変わります。
事業主の皆さまは、ご注意くださいますようお願いいたします。

事業主区分	法定雇用率	
	現行	平成25年4月1日以降
民間企業	1.8% ⇒	<u>2.0%</u>
国、地方公共団体等	2.1% ⇒	<u>2.3%</u>
都道府県等の教育委員会	2.0% ⇒	<u>2.2%</u>

障害者雇用率制度とは・・・

「障害者の雇用の促進等に関する法律」では、事業主に対して、その雇用する労働者に占める身体障害者・知的障害者の割合が一定率（法定雇用率）以上になるよう義務づけています（精神障害者については雇用義務はありませんが、雇用した場合は身体障害者・知的障害者を雇用したものとみなされます）。

この法律では、法定雇用率は「労働者※の総数に占める身体障害者・知的障害者である労働者※の総数の割合」を基準として設定し、少なくとも5年ごとに、この割合の推移を考慮して政令で定めるとしています。今回の法定雇用率の変更は、同法の規定に基づくものです。

※失業中の人も含みます。

ご注意！ 従業員50人以上56人未満の事業主のみなさまは特にご注意ください。

今回の法定雇用率の変更に伴い、障害者を雇用しなければならない事業主の範囲が、従業員56人以上から50人以上に変わります。

また、その事業主には、以下の義務があります。

- ◆ 毎年6月1日時点の障害者雇用状況をハローワークに報告しなければなりません
- ◆ 障害者雇用推進者※を選任するよう努めなければなりません

※障害者雇用推進者の業務

- ・ 障害者の雇用の促進と継続を図るために必要な施設・設備の設置や整備
- ・ 障害者雇用状況の報告
- ・ 障害者を解雇した場合のハローワークへの届け出

など



厚生労働省・都道府県労働局・ハローワーク

(LL240620障01)

3. 中小企業向けの主な雇用・労働関係助成金

平成 24 年 4 月 1 日現在

1. 労働者を新たに雇い入れる場合の支援

助成金名	概要	助成内容	問合せ先
特定就職困難者雇用開発助成金 (特定求職者雇用開発助成金)	障害者、高齢者(60～64歳)等をハローワーク等の紹介により継続して雇用する労働者として雇い入れた場合、賃金相当額の一部を助成	【高齢者(60～64歳)、母子家庭の母等】 対象者1人につき、90万円(短時間労働者※)は60万円) 【身体・知的障害者(重度以外)】 対象者1人につき、135万円(短時間労働者※)は90万円) 【身体・知的障害者(重度又は45歳以上)、精神障害者】 対象者1人につき、240万円(短時間労働者※)は90万円) (※)週所定労働時間が20時間以上30時間未満の者	都道府県労働局 ハローワーク
高齢者雇用開発特別奨励金 (特定求職者雇用開発助成金)	65歳以上の離職者をハローワーク等の紹介により所定労働時間が週20時間以上の1年以上雇用する労働者として雇い入れた場合、賃金相当額の一部を助成	対象者1人につき、90万円(短時間労働者※)は60万円) (※)週所定労働時間が20時間以上30時間未満の者	都道府県労働局 ハローワーク
派遣労働者雇用安定化特別奨励金	派遣先である事業主が受け入れている派遣労働者を直接雇い入れる場合に派遣先である事業主に対して助成	【期間の定めのない雇用の場合】 対象者1人につき、100万円 【有期雇用の場合】 対象者1人につき、50万円	都道府県労働局 ハローワーク
試行雇用奨励金	職業経験、技能、知識等から就職が困難な特定の求職者層等についてトライアル雇用を実施した場合に助成	対象者1人につき、月額4万円(最長3か月間)	都道府県労働局 ハローワーク
3年以内既卒者(新卒扱い) 採用拡大奨励金	大学等を卒業後3年以内の既卒者も対象とする新卒求人又は被災した卒業後3年以内の既卒者に限定した求人を出し、正規雇用した事業主に対して助成	対象者1人につき、100万円(1事業所につき1人まで)、震災特例の場合120万円(1事業所につき震災特例対象者10人まで)	都道府県労働局 ハローワーク
3年以内既卒者 トライアル雇用奨励金	中学・高校・大学等を卒業後3年以内の既卒者を有期雇用での育成を経て正規雇用に移行させた事業主に対して助成	【有期雇用期間】 対象者1人につき、月額10万円(最長3か月間) 【有期雇用終了後に正規雇用に移行させた場合】 対象者1人につき、50万円(震災特例の場合60万円)	都道府県労働局 ハローワーク
精神障害者等 ステップアップ雇用奨励金	週20時間以上の就業を目指す精神障害者及び発達障害者についてステップアップ雇用を実施した場合に助成	対象者1人につき、月額2万5千円(最長12か月間)	都道府県労働局 ハローワーク
発達障害者雇用開発助成金	発達障害者をハローワークの職業紹介により常用労働者として雇い入れ、雇用管理に関する事項を把握・報告した事業主に対して助成	対象者1人につき、135万円(短時間労働者※)は90万円) (※)週所定労働時間が20時間以上30時間未満の者	都道府県労働局 ハローワーク
難治性疾患患者雇用開発助成金	難病のある人をハローワークの職業紹介により常用労働者として雇い入れ、雇用管理に関する事項を把握・報告した事業主に対して助成	対象者1人につき、135万円(短時間労働者※)は90万円) (※)週所定労働時間が20時間以上30時間未満の者	都道府県労働局 ハローワーク
精神障害者雇用安定奨励金	精神障害者を新たに雇い入れ、又は休職者を職場復帰させ、精神障害者が働きやすい職場づくりを行った場合に助成	【精神障害者支援専門家活用奨励金】 専門家の雇入れ1人につき180万円(短時間労働者は120万円)(ただし、賃金額が上限) 専門家の委嘱1回につき1万円(1年間24回を上限) 【社内精神障害者支援専門家養成奨励金】 精神保健福祉士等の受験資格を得る講習に要した費用の2/3(上限50万円) 【社内理解促進奨励金】 精神障害者の支援に関する知識を習得する講習に要した費用の1/2(1回あたり上限5万円) 【ピアサポート体制整備奨励金】 社内の精神障害者を精神障害者の雇用管理に関する業務の担当者として配置した場合5万	都道府県労働局 ハローワーク
障害者初回雇用奨励金 (ファースト・ステップ奨励金)	障害者雇用経験のない中小企業が初めて障害者を雇った場合に助成	対象者1人目を雇った場合に限り、100万円	都道府県労働局 ハローワーク
中小企業基盤人材確保助成金	中小企業労働力確保法における改善計画の認定を受けた中小企業事業主が、認定計画に基づき健康・環境分野等に該当する事業への新分野進出等の基盤となる人材を雇い入れた場合に助成	対象者1人につき、140万円、最大5人まで。	都道府県労働局 ハローワーク

2. 労働者の雇用を維持する場合の支援

助成金名	概要	助成内容	問合せ先
中小企業緊急雇用安定助成金	景気の変動等により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練、出向を行って労働者の雇用を維持した場合、かかった費用の一部を助成	【休業・教育訓練の場合】 休業手当等の4/5 (教育訓練を行った場合は訓練費を上乗せ) 【出向の場合】 出向元事業主の負担額の4/5	都道府県労働局 ハローワーク
中小企業定年引上げ等奨励金	65歳以上への定年の引上げ、希望者全員を対象とする70歳以上までの継続雇用制度の導入又は定年の定め廃止等を実施した中小企業事業主に対して助成	企業規模や導入した制度に応じ、20～120万円を支給	独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構地域障害者職業センター雇用支援課等(都道府県高齢・障害者雇用支援センター)

3. 再就職支援等を行う場合の支援

助成金名	概要	助成内容	問合せ先
労働移動支援助成金 (再就職支援給付金)	事業規模の縮小に伴い離職を余儀なくされる労働者や、定年等により離職が予定されている高齢者等のうち、再就職を希望する方に求職活動のための休暇を1日以上与え、休暇日に通常の賃金の額以上の額を支払うとともに、再就職に係る支援を職業紹介事業者に委託し、再就職が実現した中小企業事業主に対して助成	委託費用の1/2(対象被保険者が55歳以上の場合は2/3) 上限40万円、300人分を限度	都道府県労働局 ハローワーク

4. 労働者の能力開発を行う場合の支援

平成 24 年 4 月 1 日現在

助成金名	概要	助成内容	問合せ先
キャリア形成促進助成金	雇用する労働者を対象として、職業訓練等の実施、自発的な職業能力開発の支援を行う事業主に対して、賃金及び訓練経費の一部を助成	【労働者に職業訓練等を受けさせる場合】 労働者の職業訓練等（座学）に要した経費・賃金の1/3 短時間労働者の職業訓練等（座学）に要した経費・賃金の1/2 労働者の自発的な職業訓練に要した経費・賃金の1/2 （注）東日本大震災復興対策の特例措置が適用される場合は、助成率が異なります。 【認定中小企業者等（中小労働法）の事業主が労働者に職業訓練等を受けさせる場合】 職業訓練等に要した経費・賃金の1/2 （労働者の自発的な職業能力開発については1/2を助成）	都道府県労働局
成長分野等人材育成支援事業	健康、環境分野等の事業を行う事業主が、期間の定めのない労働者の雇入れ等を行い、Off-JTを実施した場合に、訓練費の実費相当を支給 （震災対応分） 東日本大震災による被災者を新規雇用・再雇用した中小企業事業主が、その労働者に職業訓練を行う場合に、業種を問わず訓練費を助成（OJTも助成対象） （県外高度訓練（震災対応）分） 被災地の復興に資する産業分野の事業を行う中小企業事業主が、雇用する労働者を中核的人材に育成するため、高度な研修・訓練を県外の大学院や研究機関等で受けさせた場合に、事業主が負担した受講料や住居費の一部を助成。 （移籍特例分） 健康、環境分野等の事業を行う事業主が、健康、環境分野等以外の産業から労働者を移籍により受け入れ、職業訓練を行う場合に、OJTも含めて訓練費を助成	1訓練コースにつき、対象労働者1人当たり20万円を上限として支給 （中小企業が大学院を利用した場合には、上限額が50万円） （震災対応分） Off-JTについては事業主が負担した訓練費用を、OJTについては対象労働者1人につき1時間あたり600円を助成（1コースあたりの上限額は20万円（※）、1人あたり3コースまで） ※大学院をOff-JTで利用した場合には、上限額が50万円 （県外高度訓練分） 授業料等の実費相当及び住居費の3分の2を助成。 1人あたり90万円（授業料等50万円、住居費40万円）を1年間の上限。 （移籍特例分） Off-JTについては事業主が負担した訓練費用を、OJTについては対象労働者1人につき1時間あたり600円を助成（1コースあたりの上限額は20万円（※）、1人あたり3コースまで） ※大学院をOff-JTで利用した場合には、上限額が50万円	都道府県労働局 ハローワーク

5. 労働者の雇用管理改善を行う場合の支援

助成金名	概要	助成内容	問合せ先
均衡待遇・正社員化推進奨励金	事業主が、正社員への転換制度や正社員と共通の処遇制度等、パートタイム労働者又は有期契約労働者と正社員との均衡待遇推進等のために制度を導入・運用し、制度の対象者が出た場合に助成	【正社員転換制度を導入した場合】 ・新たに転換制度を導入し、実際に1人以上転換した場合、一事業主当たり30万円（中小企業事業主には40万円） ・制度導入から2年以内に2人以上転換した場合、2人目～10人目まで、1人当たり15万円（中小企業事業主には20万円）、母子家庭の母等の場合は25万円（中小企業事業主には30万円） 【共通の処遇制度を導入した場合】 一事業主当たり50万円（中小企業事業主には60万円） 【共通の教育訓練制度を導入した場合】 一事業主当たり30万円（中小企業事業主には40万円） 【短時間正社員制度を導入した場合】 ・新たに制度を導入し、1人以上の支給対象労働者に適用した場合、一事業主当たり30万円（中小規模事業主には40万円） ・制度導入から5年以内に、2人以上に適用した場合、2人目～10人目まで、1人当たり15万円（中小規模事業主には20万円）、母子家庭の母等の場合は25万円（中小規模事業主には30万円）	都道府県労働局

6. 仕事と家庭の両立支援等に取り組む場合の支援

助成金名	概要	助成内容	問合せ先
両立支援助成金	一定基準を満たす事業所内保育施設の設定、運営、増築若しくは建て替え又は保育用具の購入を行った事業主又は事業主団体に対して、事業所内保育施設設置・運営等支援助成金を支給するとともに、子育て期における短時間勤務制度を導入し、労働者に当該制度を利用させた事業主に対して、子育て期短時間勤務支援助成金を支給する。	【事業所内労働者のための保育施設を設置・運営した場合等】 設置に要する費用の2/3（2,300万円限度） 運営に要する費用の1～5年目2/3、6～10年目1/3（運営形態等により限度額を設定） 増築又は建替えに要する費用の1/2（増築1,150万円限度、建替え2,300万円限度） 保育用具等購入に要する費用から自己負担金10万円を控除した額（40万円限度） 【子育て期（子が小学校3年生まで）の労働者が利用できる短時間勤務制度（1日の所定労働時間を短縮する制度等）の導入・利用促進に向けた取組を行い、利用者が生じた場合】 100人以下企業 1人目40万円、2～5人目15万円 101人以上企業 1人目30万円、2～10人目10万円	都道府県労働局
中小企業両立支援助成金	働き続けながら子の養育又は家族の介護を行う労働者の雇用の継続を図るため、労働者の職業生活と家庭生活を両立させるための制度を導入し、利用を促進した中小企業事業主等	【育児休業取得者に対し、代替要員を確保し、原職等に復帰させた場合】 15万円 【育児又は介護休業取得者がスムーズに現場に復帰できるようなプログラムを実施した場合】 1人当たり21万円限度 【育児休業取得者を原職等に復帰させ、一年以上継続雇用し、育児休業制度等労働者の職業生活と家庭生活との両立を支援するための制度を利用しやすい職場環境の整備のため、研修等を実施した場合】 1人目40万円、2～5人目15万円 【初めて育児休業を取得した労働者が平成18年4月1日以降に出た事業主が一定の要件を備えた育児休業を実施した場合】 1人目70万円、2～5人目50万円	都道府県労働局

7. 労働条件の改善に取り組む場合の支援

助成金名	概要	助成内容	問合せ先
介護労働環境向上奨励金	【介護福祉機器等助成】 都道府県労働局長の認定を受けた計画に基づき、介護福祉機器を新たに導入し、適切な運用を行った場合に費用の一部を助成 【雇用管理制度等助成】 都道府県労働局長の認定を受けた計画に基づき、雇用管理制度等を導入し、適切かつ効果的に実施した場合に費用の一部を助成	【介護福祉機器等助成】 新たに導入した機器の導入・運用に要した費用の1/2（1事業主あたりの上限は300万円） 【雇用管理制度等助成】 導入した制度等の導入に要した費用の1/2（導入する制度の内容ごとに上限額を設定。1事業主あたりの上限は100万円）	都道府県労働局 ハローワーク

8. 中小企業を創業する場合の支援

助成金名	概要	助成内容	問合せ先
地域再生中小企業創業助成金（地域雇用開発助成金）	雇用失業情勢の改善の動きが弱い地域（21道県）において、当該地域における重点分野に該当する事業分野で創業し、ハローワーク等の紹介により継続して雇用する労働者として2人以上雇い入れた事業主に対する助成	【10道県：北海道、青森、岩手、秋田、高知、長崎、熊本、宮崎、鹿児島及び沖縄県】 創業経費の合計額の1/2を支給、雇入れ奨励金として1人当たり60万円を支給（100人分まで限度）。 【11県：宮城、山形、福島、奈良、和歌山、鳥取、島根、愛媛、福岡、佐賀及び大分県】 創業経費の合計額の1/3を支給、雇入れ奨励金として1人当たり30万円を支給（100人分まで限度）。	道県労働局 ハローワーク

（注1）各助成金には、それぞれ受給するための要件があります。また、受給できる金額には、上限がある場合があります。詳しくは、上記の各問合せ先にご確認ください。
（注2）中小企業向けの助成金はこれ以外にもあります。詳しくは都道府県労働局・ハローワークにご確認ください。

協同組合

1. 金融事業のご案内

1. 建設工事資金融資制度の概要・流れ

利用できる対象工事

県（特定・経常 J V を含む）・市町村・公社等
国・公団・事業団等 } の発注した公共工事

- ① 元請が、発注者から将来受け取る工事請負代金の債権を協同組合に譲渡する。
- ② 元請が、発注者に対して債権譲渡の承諾申請を行う。
- ③ 元請が工事請負代金の債権を協同組合に譲渡することに対し、発注者が承諾を行う。
- ④ 協同組合は、当該譲渡債権を担保とし、出来高の範囲内で元請に融資する。
- ⑤ 協同組合は、発注者に対して譲り受けた工事請負代金の請求をする。
- ⑥ 発注者は、債権譲受人である協同組合に工事代金を支払う。

2. 制度の手続き

- 所定の債権譲渡契約書、借入申込書等を提出していただくだけです。
必要書類用紙は、各地区（市）建設業協会にございます。
- 貸付金利は、貸付け金額に応じ、年 2.2%～2.85% です。
※事務手数料 0.07%～0.15% が加算されます。金利は情勢により変動します。

貸付金額	500万以下	500万超～ 2,000万以下	2,000万超～ 3,000万以下	3,000万超～ 5,000万以下	3,000万超～ 5,000万以下	1億円超
金利	2.20%	2.85%	2.85%	2.85%	2.60%	2.50%
事務手数料	0.15%	0.14%	0.13%	0.12%	0.08%	0.07%

3. 制度の特色

- *早い 借入申込後、数日で貸付けが受けられます。
- *便利 出来高の範囲内で、必要な時に必要な額を何度でも貸付が受けられます。

県・宮崎市・串間市・小林市・えびの市
上記の発注工事については保証人不要です。
県発注の手続き書類と同様になります。（工事履行報告書の提出が必須。）

H P にも詳しく記載しています。ご不明な点等がございましたらお問合せください。

宮崎県建設事業協同組合

〒 880-0805 宮崎県宮崎市橘通東 2 丁目 9 - 1 9 宮崎県建設会館 2 階
TEL.0985-23-3691 FAX.0985-23-3599
URL <http://www.mk-net.or.jp> E-mail info@mk-net.or.jp

技 士 会

1. 平成25年度 1 級（学科）・2 級土木施工管理技術検定試験 受験準備講習会のご案内

近年、1 級・2 級とも土木施工管理技士の資格取得が難しくなっております。宮崎県土木施工管理技士会では、毎年、宮崎県建設業協会の後援により 1 級・2 級土木施工管理技術検定試験の受験準備講習会を開催しています。

講習会は、財団法人地域開発研究所のテキストを使用し、経験豊富で優秀な講師による受験対策のポイントを押さえた講義を実施しており、受講者に好評をいただいております。

平成25年度の日程等につきまして、下記のとおり計画いたします。資格取得を目指す技術者の皆さん、準備をお願いします。

日 程	1 級学科講習 6日間
	平成25年5月15日（水）～5月17日（金） 平成25年5月29日（水）～5月31日（金）
	2 級学科講習 6日間
	平成25年7月17日（水）～7月19日（金） 平成25年7月24日（水）～7月26日（金）
場 所	宮崎県建設会館 宮崎市橘通東2丁目9番19号
問い合わせ	宮崎県土木施工管理技士会 0985-31-4696 または各地区建設業協会

2. 平成25年度 1・2 級土木施工管理技術検定試験の願書 受付について（お知らせ）

平成25年度の 1・2 級土木施工管理技術検定試験の受付が始まります。受付期間が短いので、手続きをお忘れないように早めに準備してください。

この技術検定試験は、土木工事に従事する者を対象に技術力の向上を図ることを目的として、建設業法第27条の規定により実施される技術検定制度です。

この検定試験に合格されますと、土木工事中において施工計画を作成し、現場における工程管理、安全管理等を行う主任技術者または監理技術者になることができる土木施工管理技士の資格を取得することができます。

受付期間 1級 平成25年4月 1日(月)～ 4月15日(月)
2級 平成25年4月12日(金)～ 4月26日(金)

詳しくは(一財)全国建設研修センターのホームページをご覧ください。

3. 1級土木施工管理技術検定「実地試験」の合格発表

平成24年10月7日(日)に実施されました1級土木施工管理技術検定「実地試験」の合格発表が、平成25年1月15日にありました。

全国の会場で27,675名が受験し、9,585名が合格、合格率34.6%、と昨年に比べ合格率が大きく上昇しました。福岡会場は、受験者4,105名、合格者1,448名、合格率は全国平均より若干高い、35.3%でした。

(一財)全国建設研修センターのホームページに合格者の受験番号が掲載されております。合格された方は、技術検定合格証明書の交付手付きが必要となりますので、忘れずに手続きをしてください。

平成24年度 1級土木施工管理技術検定実施状況

●実地試験実施状況:(平成24年10月7日実施 全国13地区 29会場)

試験地	学 科 試 験 (平成24年7月1日実施)			実 地 試 験		
	出席者数	合格者数	合格率 (%)	出席者数	合格者数	合格率 (%)
札幌	1,567	878	56.0	1,227	408	33.3
釧路	424	229	54.0	302	118	39.1
青森	775	417	53.8	533	165	31.0
仙台	2,836	1,630	57.5	1,996	719	36.0
東京	9,867	5,381	54.5	7,298	2,432	33.3
新潟	1,557	882	56.6	1,177	393	33.4
名古屋	4,370	2,446	56.0	3,276	1,165	35.6
大阪	5,734	3,030	52.8	4,043	1,439	35.6
岡山	1,257	651	51.8	894	337	37.7
広島	1,487	856	57.6	1,193	414	34.7
高松	1,442	829	57.5	1,124	404	35.9
福岡	5,575	3,055	54.8	4,105	1,448	35.3
那覇	812	390	48.0	507	143	28.2
計	37,703	20,674	54.8	27,675	9,585	34.6

建 退 共

1. 共済証紙の購入について

- ◎共済証紙（1日券が310円、10日券が3,100円）は、公共工事だけでなく、民間工事を受注したときも購入してください。
- ◎購入は、最寄りの金融機関において「共済契約者証」を提示し、「掛金収納書」に銀行の確認印を受け、大切に保管してください。
- ※「掛金収納書」は、加入・履行証明（経営審査用、入札参加資格申請用）を申請する際に必ず必要となります。
- ◎購入に当たっては、現場労働者の人数と就労日数を的確に把握し、それに応じた額を購入してください。
- ※ 人数等が把握できない場合は、下表を参考にしてください。
- ※ 対象工事の現場労働者の加入率を70%と仮定した表ですので、実際の加入率を70%で除して購入枚数を算出してください。
- ※ 100万円未満の工事は、1,000～9,999千円の欄を適用してください。

工事種別 総工事費	土 木					
	舗 装	橋梁等	隧 道	堰 堤	浚渫・埋立	その他の土木
1,000～9,999千円	3.5/1000	3.5/1000	4.5/1000	4.1/1000	3.7/1000	4.1/1000
10,000～49,999千円	3.3/1000	3.2/1000	3.6/1000	3.8/1000	2.8/1000	3.6/1000
50,000～99,999千円	2.9/1000	2.8/1000	2.8/1000	3.1/1000	2.7/1000	3.1/1000
100,000～499,999千円	2.3/1000	2.1/1000	2.1/1000	2.5/1000	1.9/1000	2.3/1000
500,000千円以上	1.7/1000	1.6/1000	1.9/1000	1.8/1000	1.7/1000	1.8/1000

工事種別 総工事費	建 築		設 備	
	住宅・同設備	非住宅・同設備	屋外の電気等	機械器具設備
1,000～9,999千円	4.8/1000	3.2/1000	2.9/1000	2.2/1000
10,000～49,999千円	2.9/1000	3.0/1000	2.1/1000	1.7/1000
50,000～99,999千円	2.7/1000	2.5/1000	1.8/1000	1.4/1000
100,000～499,999千円	2.2/1000	2.1/1000	1.4/1000	1.1/1000
500,000千円以上	2.0/1000	1.8/1000	1.1/1000	1.1/1000

《例1》— 加入率が100%の場合 —

- 工事種別 住宅・同設備
- 工事契約金額 9,345,000円（税込）

$$9,345,000円 \times 4.8/1000 \times 100/70 = 64,080円$$
（住宅・同設備）（購入代金率）（加入者率）（購入額）

$$64,080円 \div 310円 = 206.7 \approx 207日分$$
（購入額）（1日券）（購入枚数）
※端数については繰り上げて購入

《例2》— 加入率が50%の場合 —

- 工事種別 その他の土木
 - 工事契約金額 787,500円（税込）

$$787,500円 \times 4.1/1000 \times 50/70 = 2,306円$$
（その他の土木）（購入代金率）（加入者率）（購入額）

$$2,306円 \div 310円 = 7.4 \approx 8日分$$
（購入額）（1日券）（購入枚数）
※端数については繰り上げて購入
- ※加入率が70%未満の場合は、理由書の提出が必要です。

2. 建退共宮崎県支部取扱状況（12月分）

建退共宮崎県支部

区分 月別	共 済 契約者数	被共済者数	区分 月別	手帳更新 状 況	退職金支給状況		掛金収納状況 (11月の状況)
	社	名		冊	件	千円	千円
11月末計	3,005	47,634	前年度累計	391,458	44,192	26,232,759	112,514,713
加 入	6	117	当 月 分	734	65	44,553	57,325
脱 退	10	82	24年度分	6,346	984	833,333	437,252
12月末計	3,001	47,669	累 計	397,804	45,176	27,066,092	112,951,965

厚生年金基金

1. 事 業 概 況（12月分）

1. 適 用

(平成24年12月末現在)

設立事業所数	加 入 員 数		
	男	女	計
308 社	3,585	549	4,134

2. 給 付

(1) 老齢年金給付及び一時金の裁定状況（平成24年度）

(金額:円)

		当 月 分		年 度 累 計	
		件数	金 額	件数	金 額
退職年金	新規裁定	26	8,487,400	245	70,804,900
	失 権 者	18	2,358,300	89	13,431,400
選 択 一 時 金		7	4,284,500	81	58,049,700
脱 退 一 時 金 (企業年金連合会移換を含む)		17	2,837,500	198	28,111,800
遺 族 一 時 金		1	1,084,000	4	1,487,000

(2) 年金受給権者数

(金額:円)

件数	年 金 額	内 訳					
		全額支給		一部支給		全額停止	
		件数	年 金 額	件数	年 金 額	件数	年 金 額
5,849	1,227,740,200	5,756	1,180,944,500	45	27,960,900	48	18,834,800

3. 保有資産（時価）

年金給付等積立金	13,991,389,979 円
----------	------------------

建 災 防

1. 車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用） 運転業務従事者（オペレーター）安全衛生教育について

宮崎労働局の発表では、平成24年になって、車両系建設機械・移動式クレーン等の重機運転業務に係る労働災害が大幅に増加しており先行きが懸念されているところです。

車両系建設機械による労働災害は、建設機械の周辺の作業者とオペレーターとの連絡不十分、不良な合図・誘導等の作業指揮、オペレーターの不安全作業、新しい機械の取り扱いの知識不足などにより発生しています。

このような問題点に対処するため、事業者は、労働安全衛生法第60条の2に基づいて車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習修了者に対して安全衛生教育を実施しなければならないことになっています。

このため、当協会支部では、標記教育を事業者に代わって下記要領により実施いたしますので、この機会に是非受講されますようご案内申し上げます。

なお、移動式クレーンによる労働災害防止のためのオペレーター研修については、宮崎労働基準協会（TEL.0985-25-1853）において25年3月10日（日）に実施されることになっておりますのでお知らせ致します。

(1) 受講対象者

車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転技能講習修了者（特例講習修了者を含む。）で取得後5年以上経過した方。（申込時に、上記修了証のコピーを添付して下さい。）（注）小型車両系建設機械運転特別教育修了者は対象外です。

(2) 講習科目・講習時間

講 習 科 目	講習時間
1. 最近の車両系建設機械の特徴	2 時間
2. 車両系建設機械の取扱いと保守	2 時間
3. 災害事例及び関係法令	2 時間
合 計	6 時間

(3) 開催日時・場所

講 習 日 時	C P D S 登録番号	講 習 会 場
平成25年 5 月14日（火）	202793	宮崎県建設技術センター （宮崎市清武町今泉丙2559-1）
平成25年11月26日（火）	202795	延岡地区建設業協会 （延岡市愛宕町2丁目32番地）

* 8時30分受付、午前9時開講～午後4時閉講です。

* 各会場駐車場有。

(4) 受講料

会 員 7,800円（受講料6,300円、テキスト代1,500円）

非 会 員 9,900円（受講料8,400円、テキスト代1,500円）

(5) 修了証

全科目修了者には、「車両系建設機械（整地・運搬・積込み用及び掘削用）運転業務従事者安全衛生教育修了証」を即日交付します。

(6) 受講手続き

イ 所定の「申込書」に必要事項を記入の上、お申し込み下さい。（FAX可）

※ホームページに記載してあります「申込書」をご利用頂くことも可能です。

受講料・テキスト代を銀行振込みされる場合は、建設業労働災害防止協会宮崎県支部の口座（**宮崎銀行 県庁支店 普通預金1277095**）に振り込んで下さい。

ロ 受付は申し込み順とし、定員になり次第締切ります。

ハ 欠席された場合、受講料金は返還致しません。

ニ テキストは、受付会場でお渡しします。

ホ 記入された氏名、生年月日等は、他の目的には使用致しません。

ヘ 受講者の交替は、認めます。

2. 職場における健康診断推進運動の実施について

平成25年2月1日から平成25年2月28日までの間、第24回「職場における健康診断推進運動」が展開されますので、法定期間を経過している健康診断未実施の会員事業場におかれては実施して頂くようお願いします。

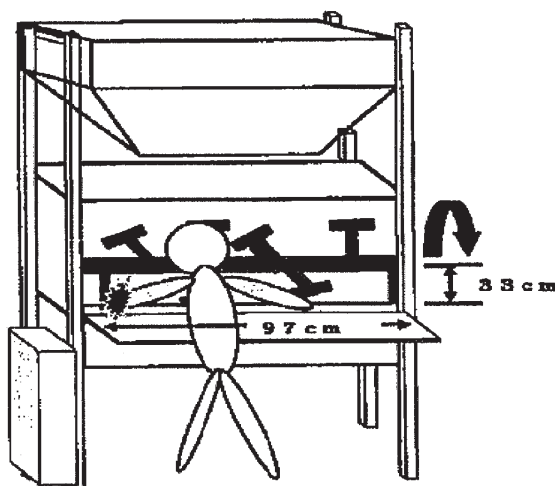
3. 死亡重大災害の発生について

元請が会員事業場の工事現場において死亡災害が発生しました。

同種災害の発生防止に努めて頂くようお願いします。

平成25年死亡災害の概要

発生年月	業種	被災者数	事故の型、起因物	災害発生状況
平成25年1月	土木工事業	死亡1名	挟まれ、巻き込まれ	災害復旧工事現場において、法面モルタル吹付作業に使用したミキサー（セメントと砂を混合する機械）の清掃作業を被災者その他の労働者1名で行っていた。 被災者が、ミキサーの側面ドアを開放し、ミキサー内側に付着したセメントをハンマーで叩いて落としていたところ、回転していた攪拌用の羽根に左手から頭部にかけて巻き込まれたもの。
			混合機、破砕機	



火薬保安協会

1. 火薬類取締法に基づく報告等について

火薬類取締法に基づき、火薬類製造業者、販売業者又は火薬庫の所有者、若しくは占有者は、毎年度、次に掲げる報告書又は届出書を国の産業保安監督部長又は都道府県知事（あるいは※宮崎市長）に対し、提出期限までに提出しなければなりません。

（主なもの）

1 製造業者

- ・「火薬類製造報告書」…………… 年度終了後30日以内
- ・「安定度試験実施結果報告書」…………… 実施後報告
- ・「火薬類製造営業許可申請書記載事項等報告書」…………… 遅滞なく
- ・「定期自主検査実施計画書届」…………… 計画定めたら届け出
- ・「定期自主検査実施報告書」…………… 実施後、遅滞なく

2 販売業者

- ・「火薬類火薬庫出納報告書」…………… 年度終了後30日以内
- ・「火薬類販売数量報告書」…………… 年度終了後30日以内
- ・「火薬類営業許可申請書記載事項等変更届」…………… 遅滞なく

3 火薬類の所有者又は占有者

- ・「火薬類火薬庫出納報告書」…………… 年度終了後30日以内
- ・「定期自主検査実施計画書届」…………… 計画定めたら届け出
- ・「定期自主検査実施報告書」…………… 実施後、遅滞なく
- ・「火薬庫設置等許可申請書記載事項等変更届（報告書）」…………… 遅滞なく

※ なお、平成24年4月1日より宮崎市域に係る火薬類取締法業務全般が県から宮崎市に権限移譲されております。

昨年も一部の事業所で報告の失念、遅延があったということですので、法に基づく確実な報告をよろしくお願いします。

発破前 焦らず急がず 再チェック

保証会社

1. 宮崎県内の公共工事動向（前払保証分）（12月分）

西日本建設業保証㈱

宮 崎 支 店

I. 全般の状況

（単位：件、百万円）

	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
平成24年度	585	▲4.1%	9,006	▲10.4%	3,484	▲1.2%	104,735	8.1%
平成23年度	610	3.9%	10,051	▲25.3%	3,528	1.0%	96,930	▲15.6%
平成22年度	587	▲6.2%	13,457	4.8%	3,492	▲16.3%	114,828	▲8.6%

※増減率：当月は前年同月比、累計は前年同期比。以下同じ。

II. 発注者別の状況

（単位：件、百万円）

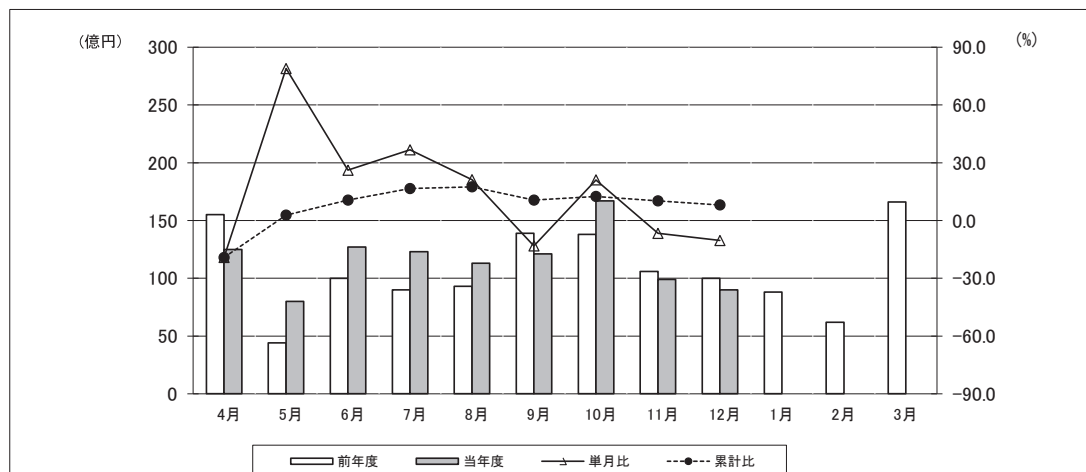
	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
国	19	0.0%	1,608	103.4%	310	26.0%	26,987	36.6%
独立行政法人等	4	▲20.0%	635	▲69.1%	50	25.0%	13,533	7.2%
県	178	5.3%	3,456	13.7%	1,144	▲5.0%	31,761	4.5%
市 町 村	377	▲8.5%	2,993	▲24.3%	1,934	▲3.6%	30,365	▲2.5%
そ の 他	7	40.0%	312	47.1%	46	48.4%	2,087	▲30.5%
計	585	▲4.1%	9,006	▲10.4%	3,484	▲1.2%	104,735	8.1%

III. 地区別の状況

（単位：件、百万円）

	当 月				累 計			
	件 数	増減率	請負金額	増減率	件 数	増減率	請負金額	増減率
宮 崎	82	▲22.6%	1,419	▲53.4%	730	▲1.2%	24,150	7.7%
高 岡	14	27.3%	98	0.0%	93	▲23.1%	1,171	▲34.8%
西 都	26	▲13.3%	379	▲45.8%	176	0.6%	3,508	▲2.3%
高 鍋	28	▲20.0%	957	77.3%	187	▲5.1%	9,060	19.9%
日 南	41	28.1%	994	166.0%	236	3.5%	5,687	41.0%
串 間	42	250.0%	346	143.9%	166	38.3%	2,479	18.8%
都 城	57	▲41.2%	676	▲32.6%	410	▲10.7%	8,648	▲13.5%
小 林	54	▲28.9%	768	6.0%	373	5.7%	8,163	29.8%
日 向	95	0.0%	1,887	▲1.9%	474	▲0.6%	22,056	29.0%
延 岡	47	▲6.0%	710	▲36.8%	335	▲6.2%	15,563	▲13.6%
西 臼 杵	99	50.0%	766	104.3%	304	0.7%	4,246	5.4%
計	585	▲4.1%	9,006	▲10.4%	3,484	▲1.2%	104,735	8.1%

< 月別請負金額(前払保証分) >



2. 中間前払金制度のご案内

～年度末の資金繰りに
一括現金扱の中間前払金をご活用下さい～

中間前払金とは当初の前払金40%に加え、更に20%の前払金を請求することができる制度です。
工期が2分の1を経過し、出来高が50%以上になったときに請求することができます。

<制度採用発注者>

宮崎県、宮崎市、都城市、延岡市、日南市、小林市、えびの市、串間市、西都市、三股町、高鍋町、国富町、綾町、新富町、木城町、川南町、都農町、美郷町、高千穂町、日之影町、椎葉村、諸塚村、国土交通省、農林水産省など。

<中間前払のメリット>

- ① 簡単な手続で工事代金が早く受け取れます。
- ② 一括現金払出のため、迅速な支払ができます。
- ③ 保証料が一律0.065%と格安です。

例:中間前払金1000万円の場合、保証料はわずか6500円です。

<保証申込時に必要な書類>

1. 保証申込書
2. 使途内訳明細書（「既済部分の材料費・労務費」として一括現金計上）
3. 認定調書（通知書）の写し

※認定調書とは、その工事が中間前払の支出要件を満たしていることを発注者が証明する書類です。
中間前払金を請求可能な時期になりましたら「中間前金払認定請求書(申請書)」に「工事履行報告書」を添えて発注者に提出して下さい。発注者より「認定調書（通知書）」が発行されます。

平成24年度宮崎県内の中間前払保証実績（平成24年12月末現在）

（単位：件、千円）

発注者	件数	請負金額	増減率(件数)	増減率(請負金額)
国土交通省	3	285,789	50.0%	11.1%
国立大学法人	10	3,453,607	150.0%	▲14.3%
宮崎県	95	4,914,106	▲13.6%	▲19.2%
宮崎市	30	1,276,530	▲21.1%	▲7.4%
都城市	15	878,058	▲16.7%	▲47.0%
延岡市	22	592,368	10.0%	▲51.7%
日南市	2	38,955	<	<
小林市	5	85,431	▲16.7%	2.1%
串間市	1	23,761	<	<
えびの市	1	10,342	<	<
美郷町	2	53,025	100.0%	81.1%
椎葉村	2	64,785	<	<
その他	2	81,858	▲33.3%	▲90.1%
計	190	11,758,618	▲7.8%	▲25.0%

●問い合わせ先：西日本建設業保証（株）宮崎支店
電話 0985-24-5656 FAX 0985-20-1167
URL <http://www.wjcs.net/>

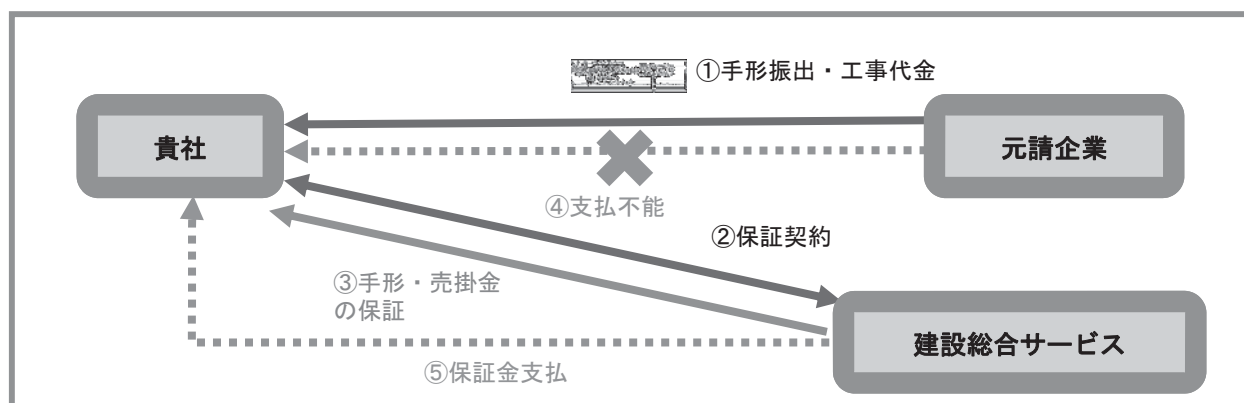
3. 保証ファクタリングのご案内

- ・取引先との工事代金債権等でお悩みの方へ
焦付防止・連鎖倒産防止にご活用下さい。
- ・年末、年度末の資金繰りに是非ご利用下さい。

○ 本制度は、平成22年3月に国土交通省が下請建設企業、資材販売企業の経営安定や連鎖倒産防止を目的に創設された債権保証事業です。

○ 元請建設企業の倒産等で、保有する債権が支払われない場合に備え、ファクタリング会社が当該債権を保証します。

※当事業の実施期間は平成25年3月31日までとなります。



<制度のメリット>

1. お支払いいただく保証料に国から助成金が支出されるため、低額でご利用いただけます。
2. お取引先に知られることなく、安心して債権保証が図られます。
3. 約束手形1枚ごと、売掛債権1件ごとに申込いただけます。
4. 一次下請に限らず、二次・三次下請の場合でも利用できます。
5. 手形保証の場合、ご希望により手形割引にも対応します。

※お取引には各種条件がございますので、詳細は下記までお問合せ下さい。

●お問合せ先：(株)建設総合サービス（西日本建設業保証(株)100%出資会社）
金融事業部（貸金業登録大阪府知事(2)第12785号）
電話 06-6543-2843 URL <http://www.wingbeat.net>

- 建設業界による自主的な共済制度で掛金が安い。
- 元請・下請問わず無記名で補償。
- 元請・下請それぞれの契約者へ重複支払い。
- 企業の諸費用部分も補償。
- 事業主(契約者)への速やかな支払い。
- 経営事項審査において15点の加点。

建設共済

法定外労災補償制度

建設共済と
ともに歩き、
ともに築く。

労災上乗せ補償から、奨学金まで。

財団法人 建設業福祉共済団

(厚生労働省・国土交通省共管)

〒105-0001 東京都港区虎ノ門1-22-15 虎ノ門NSビル

■取扱機関：(社)宮崎県建設業協会

〒880-0805 宮崎市橘通東2-9-19

TEL0985-22-7171 FAX0985-23-6798

「建設共済」の他にも、次のような事業を行っています。

育英奨学事業

被災者(死亡および身体障害・傷病3級以上)の子供に対して、要保育期間および小学校から大学までの在学期間中、返済不要の奨学金を継続して給付。

詳しい情報、掛金試算などのお問い合わせは

Tel.03-3591-8451

<http://www.kyousaidan.or.jp/>